

始めよう!

複式簿記とアバマン経理実務の勉強 第7回

同族の管理会社に 家賃が振り込まれたときの仕訳

今回は同族の管理会社に入居者から家賃とか共益費が振り込まれたときの仕訳について解説いたします。

ところで所得を分散するために不動産管理会社を設立するケースがありますが、

入居者は家賃とか共益費をオーナーと管理会社のいずれに支払うことになるのでしょうか？

これについてはオーナーに直接支払ってもらうケースもあるようですが、このよう

うにすると管理会社の存在意義が薄められますので、私の事務所では原則として管理会社の口座に振り込んでもらうことにしております。

「預かり金」は 仮受金の鑑定科目に

入居者から管理会社の口座に家賃等が振り込まれたケース

本日、102号室の入居者

である日本太郎から8月分の家賃65,000円と共益費3,000円の合計68,000円が管理会社の預金口座に振り込まれた。

- ① 入居者から管理会社の口座に家賃等が
振り込まれたときの仕訳

(借方)普通預金 68,000 /
(貸方)仮受金 68,000

「預かり金」という科目を使う必要があります。ただし、管理会社の場合には単なる預かり金だと考えていただきたいと思います。ストレートに「預かり金」という科目を使つてもよいのですが、源泉所得税等の預り金と紛らわしいので私の事務所ではこの科目を使用しています。

このように管理会社に家賃等が振り込まれた場合には以上のように処理することになりますが、管理会社がなに使用されない科目ですが、仕訳に関する解説書によりますと、仮受金とは「原因不明の口座振り込み入金」とかい入金」を処理することになります。

※参考: オーナーに直接家賃等が振り込まれた場合の仕訳

△管理会社側の仕訳

(借方)普通預金 68,000 /
(貸方)家賃収入 65,000
(貸方)共益費収入 3,000

(借方)仮受金 1,258,200 /
(貸方)支払手数料 840 /

管理会社からオーナーに
家賃等を振り込んだケース

それでは次に管理会社がオーナーに家賃等を振り込んだときの仕訳について説明いたします。

管理会社にはそれぞれの入居者が一定の期日までに家賃等を振り込んでくるわけですが、管理会社はそれらをまとめて、例えば翌月の10日とか15日にオーナーの口座に振り込むことになります。

次の仕訳例はそのときのものです。借方に仮受金1,258,200円が計上されていますが、これは個々の入居者から振り込まれた月額家賃等の合計額です。この額から通常は管理費である業務受託料を差し引いてオーナーの預金口座に振り込むという仕訳になります。あえて解説するまでもないと思いますが、入金された額をそのまま収入として計算すればよいわけです。

△オーナー側の仕訳

(借方)普通預金 1,108,200 /
(借方)業務委託料 150,000 /
(貸方)家賃収入 1,201,760
(貸方)共益費収入 56,440

一方、入金になつたオーナー側の仕訳は次のとおりです。このうち業務委託料はオーナー側の必要経費として損金に算入されます。

(貸方)普通預金 1,109,040
(貸方)業務委託料 150,000



鹿谷会計事務所
鹿谷 哲也 所長

profile

1952年香川県生まれ。慶應大学卒業。(株)鹿谷総合研究所代表取締役。著書に「家主さん、地主さん、もっと勉強して下さい!」、「アバマン経営、なぜ失敗するのか?」など。家主さん向けの会計ソフト「らくらく会計簿」を開発、販売している。